

原著

鍼灸あん摩マッサージ指圧の受療者増加に関する研究 ～鍼灸あん摩マッサージ指圧に対する助成制度から～

井上智寛¹⁾、形井秀一²⁾

1) 筑波技術大学大学院 2) 筑波技術大学保健科学部

【緒言】

我が国は、平成27(2015)年には、総人口に占める65歳以上人口の割合(高齢化率)は26.7%¹⁾となっており、今後も高齢者の割合が増えていくと予想されている。こうした状況の中、高齢者に対する鍼灸治療は、「身体的、精神的愁訴の軽減による苦痛の改善や機能改善を通して、日常生活の活動性の維持、増進、ひいては自立性の維持、向上に寄与することが期待されている²⁾。」と、松本は、鍼灸に期待を寄せている。また、森らは、あん摩・マッサージ・指圧は、主として手を用いて人体的に機械的刺激を加え、生体反応を引き起こし、健康の保持・増進、疾病の治療と予防を目的に行う療法³⁾と述べている。超高齢社会の我が国において、鍼灸あん摩マッサージ指圧(以下、鍼灸等)は、健康の保持・増進の分野において一定の役割を果たす可能性が考えられる。

しかし、山下は、2005年の調査から「1年間に最低1度でも鍼治療を受ける国民の割合は6%程度⁴⁾」であり、鍼灸治療を受療しない人たちが、その理由のひとつに「健康保険が使えないから³⁾」と回答したことを報告しており、鍼灸にかかわる経済的負担を軽減することができれば鍼灸の受療者が増加する可能性が考えられる。矢野らは、2014年の鍼灸受療率は、4.9%と報告している⁵⁾。

このような状況において、鍼灸の経済的負担を軽減する公的制度としては、鍼灸等に対する健康保険(療養費)と市区町村の一部で行われている鍼灸等への助成の2制度が考えられる。

鍼灸等に対する健康保険(療養費)は、医師

の同意書を必要とするものであり、実際に健康保険を使つての鍼灸等の受療は難しい状況にある。

これに対して、市区町村の一部で行われている鍼灸等への助成とは、鍼灸等の施術を受ける市区町村等に対して、各市区町村が独自にその費用の一部を補助するものである。例えば、鍼の施術費用が3,000円の場合に、被施術者に対する助成が1回あたり1,000円であったとすると、自己負担が2,000円で済むというものである(各市区町村によってその助成の内容は異なる)。

上述のとおり、鍼灸等は、超高齢社会において一定の役割を果たす可能性が考えられており、鍼灸等への助成が果たす役割も益々高くなってきていると思われる。

しかし、この助成制度は、市区町村独自の事業として行われており、現状における全国規模での実態は明らかにされていない。そこで、この助成について全国の市区町村を対象にアンケート調査を行い、検討した。

【目的】

鍼灸あん摩マッサージ指圧受療への助成制度の実態を調査し、我が国の鍼灸あん摩マッサージ指圧の受療援助の実態を明らかにする。その結果から、鍼灸あん摩マッサージ指圧の受療者増加を目指す方策を検討する。

【調査の概要】

(1) 調査について

本調査は、市区町村の一部で行われている「鍼灸等に対する公的助成」の実態を調査するため

に、市区町村の国民健康保険担当課、または、鍼灸等に対する公的助成制度を実施している担当課に行ったアンケート調査である。その後、インターネットによる補足調査も行った。

(2) 調査対象と方法

1) 調査名

「鍼灸等に対する公的助成制度に関するアンケート調査」

1) 調査対象

日本の全1741市区町村(平成26年4月現在)

2) 調査方法

- ① 第一次調査; 全1741市区町村へ電話で調査依頼
- ② 第二次調査; 第一次調査で調査の了承を得た市区町村へ
 - ・電子メールにてアンケート調査への回答を依頼
 - ・電子メール、又は、郵送による回答を得る
- ③ 第三次調査; 第二次調査により、回答を得た中で、助成を実施していた市区町村に対してインターネット調査を実施

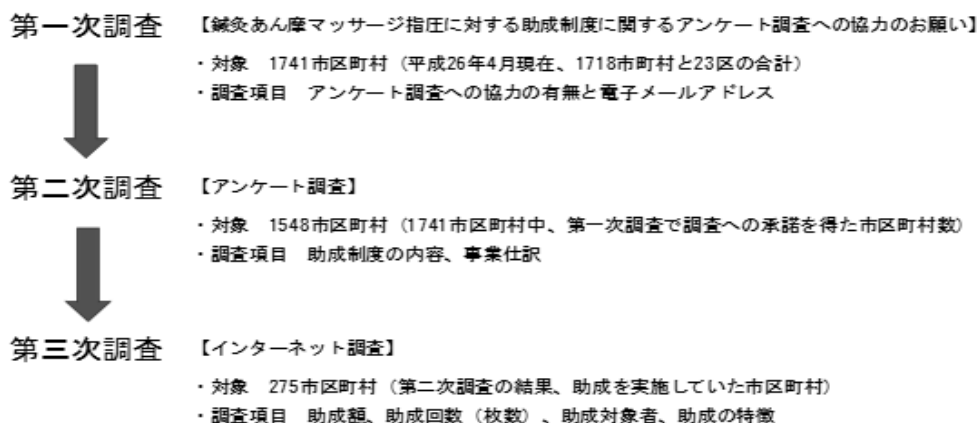
3) 調査期間

第一次調査 平成26年7月9日から
平成27年4月27日まで

第二次調査 平成26年9月8日から
平成27年5月21日まで

第三次調査 平成27年8月22日

調査手順 フローチャート



4) 調査内容

① 電話依頼内容

全国規模での鍼灸等に対する公的助成制度に関するアンケート調査をする際の協力のお願いは以下の内容とした。

i. 電子メールを使ったアンケート調査を想定している。

ii. 電子メールにアンケート調査票・回答表等を添付する。

iii. 調査票等を各市区町村で確認してもらう。

iv. 各市区町村で調査票等の確認の結果、回答可能であれば、電子メール又は、郵送により回答を返信してもらう。

② アンケート項目(第二次調査)

鍼灸等への助成の有無などで選択式と記述式とした。アンケート項目については、別紙1に記載。

③ インターネット調査項目(第三次調査)

Google 検索サイト、Yahoo 検索サイトを使用。キーワードは、各市区町村名、鍼灸、マッサージ、助成とした。調査項目は、助成額、助成回数(枚数)、助成対象者、助成の特徴。

【調査結果】

(1) 第一次調査結果

全国の1741市区町村のうち、調査票などをメールで送付することに承諾を得ることができたのは、1548市区町村(承諾率88.9%)であった。

(2) 第二次調査結果

全国の1741市区町村のうち、回答を得ることができたのは、872市区町村(回答率50.1%)であった。

鍼灸等への助成を行っているという回答は、310市区町村であったが、その中、35市町が公費負担(重度心身障害者医療費助成等)による助成であったため、本研究においては、275市区町村(31.5%、872市区町村中)を助成実施市区町村とした。

1) 助成開始年代別市区町村数

1950年代:5、1960年代:18、1970年代:47、1980年代:69、1990年代:74、2000年代:23、2010年代:5であった。

2) 助成の有無

回答872市区町村中、実施は、275市区町村(31.5%)であった。各都道府県内で、ひとつ以上の市区町村で実施していたのは、37都道府県(78.7%)であった。

3) 助成の目的

助成の目的別市区町村数は、275市区町村中、健康の保持・増進が262(95.3%)、療養費の補完が20(7.3%)、医療費の抑制が28(10.2%)、視覚障害者の生業確保が25(9.1%)、その他が21(7.6%)であった(複数回答可)。

4) 助成の財源

助成の財源別市区町村数は、275市区町村中、国民健康保険が81(29.5%)、後期高齢者医療が51(18.5%)、一般会計が210(76.4%)、その他が41(14.9%)であった(複数回答可)。

5) 助成制度の利用可能者総数と総予算額

利用可能者総数は、7,203,570人(248市区町村)。総予算額は、3,235,491千円(274市区町村)であった。ただし、市区町村の中には、複数の事業(高齢者社会参加事業や障害者外出支援事業など)を同一の予算から支出しているところが

あるため、鍼灸等の助成額以外の予算も含んでいる。

6) 助成制度を利用できる施術所の数

総数13,027か所(264市区町村)であった。

7) 医師の同意書の必要性

274市区町村中、273市区町村が同意書不要で、1市で必要であった。

8) 助成に係る事業仕訳

事業仕訳を行ったが70市区町村(25.9%)、行わなかったが200市区町村(74.1%)であった。

事業仕訳の結果、70市区町中、継続が47市区町(67.1%)、廃止が4市町(5.7%)、その他が19市町(27.1%)であった。

事業仕訳の結果、『継続』の理由は47市区町中、健康の保持・増進に役立っているが38(80.9%)、医療費が抑制されているが4(8.5%)、高齢者の経済的負担の軽減がなされているが14(29.8%)、健康の保持・増進に役立っていないが0(0.0%)、公的助成制度の利用者が少ないが1(2.1%)、利用できる人が限定的で公平ではないが0(0.0%)、厳しい財政状況にあるが3(6.4%)、その他が6(12.8%)であった(複数回答可)。

事業仕訳の結果、『廃止』の理由は4市町中、健康の保持・増進に役立っているが0(0.0%)、医療費が抑制されているが0(0.0%)、高齢者の経済的負担の軽減がなされているが0(0.0%)、健康の保持・増進に役立っていないが1(25.0%)、公的助成制度の利用者が少ないが2(50.0%)、利用できる人が限定的で公平ではないが0(0.0%)、厳しい財政状況にあるが1(25.0%)、その他が1(25.0%)であった(複数回答可)。その他の回答として、「リフレッシュの成果が確認できない、目的に対して別の実施方法がある」との記述があった。

事業仕訳の結果、『その他』の理由は19市町中、健康の保持・増進に役立っているが8(42.1%)、医療費が抑制されているが0(0.0%)、高齢者の経済的負担の軽減がなされているが3(15.8%)、健康の保持・増進に役立っていないが0(0.0%)、公的助成制度の利用者が少ないが5(26.3%)、利用できる人が限定的で公平ではないが2(10.5%)、厳しい

財政状況にあるが 12(63.2%)、その他が 6(31.6%)であった(複数回答可)。

(3) 第三次調査結果

助成実施 275 市区町村のうち、調査可能であったのは、205 市区町村であった(複数事業があった場合、一事業を任意に選択した。)。65 歳以上(70 歳以上や後期高齢者などを含む)を助成対象としている市区町村数は、205 市区町村中、151(73.7%)であった。

助成対象者 1 回あたりの助成額の平均は 945 円、最頻値 1,000 円で、助成対象者の年間最大利用回数(枚数)の平均 25 回、最頻値 12 回であった。助成対象者 1 人あたりの年間の最大助成額の平均は 23,778 円で、最頻値は、12,000 円であった。

助成対象者は、国民健康保険被保険者、後期高齢者医療被保険者、高齢者、障害者などで、一部に寝たきりや認知症の人を介護する人を対象としているところもみられた。

【考察】

形井は、「西洋医学的な医療が、ある分野では病気や病を改善するために、必ずしもベストな医療ではないということも明らかになってきた⁶⁾。」と指摘しており、鍼灸等が、西洋医学の補完・代替医療、健康の保持・増進のために活用されることが必要であると思われる。

医師の同意書を必要とし、制限診療のある療養費とは異なる鍼灸等への助成は、1954 年(昭和 29 年)頃から創設の動きがみられ、当時、鍼灸界の一部には、療養費に代わる保険制度が必要との声があった。1958 年(昭和 33 年)、山口県宇部市において、保険取扱いに熱意と希望を有する 16 名にて宇部保険鍼灸師会を結成、市民の真剣な要望の声を唯一の味方として「被保険者の需る治療が自由に受けられる明朗な患者本位の保険」である可きことを目標として、市議会などに陳情請願を行い、1959 年(昭和 34 年)、国民健康保険での助成が始まった。1962 年(昭和 37 年)、札幌市においても、全業者及び被保険者たる市民の熱烈なる希望と運動の結果、市民からの請願を採択し、国民健康保険被保険者を対象と

した制度を創設した。その後、同様の助成が全国各地で実施されていった。その過程で、助成対象者の拡大もなされてきた。佐賀県唐津市においては、平成 27 年 7 月 1 日から、鍼灸等への助成対象者が、市内に住所のある人、年齢が 20 歳以上、市・県民税課税所得が 145 万円未満の人となった。唐津鍼灸マッサージ師会の努力もあり、それまで 40 歳以上だったものが 20 歳以上へと大幅に緩和された。

鍼灸等への助成は、早いところでは 1950 年代から実施されており、今回の調査結果では、回答 872 市区町村中、実施は、275 市区町村(31.5%)であった。各都道府県内で、ひとつ以上の市区町村で実施していたのは、47 都道府県中、37 都道府県(78.7%)であった。また、鍼灸等への助成の目的は、275 市区町村中、健康の保持・増進が 262(95.3%)、療養費の補完が 20(7.3%)、医療費の抑制が 28(10.2%)などとなっていた。Sawazaki Kenta⁷⁾らは、腰痛のある鉄鋼会社の労働者を対象に、鍼治療の効果について検証し、鍼治療は気分障害と痛みの改善を介して医療費削減に貢献し得ることが示されたと報告している。事業仕訳の結果、鍼灸等への助成を『継続』とした 47 市区町村中、健康の保持・増進に役立っているが 38(80.9%)、医療費が抑制されているが 4(8.5%)であったことから、鍼灸等への助成は、全国各地で実施されており、市区町から高く評価され、かつ、地域の人々の健康の保持・増進に役立っている可能性が示唆された。これは、全国各地の市区町村から、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の活躍が認められていることであり、鍼灸等への助成は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師にとって名誉ある制度と考えられる。

はり・きゅう、マッサージに係る療養費の推移⁸⁾をみると、はり・きゅうについては、平成 24 年度が、358 億円。平成 25 年度が、365 億円。平成 26 年度が、380 億円。マッサージについては、平成 24 年度が、610 億円。平成 25 年度が、637 億円。平成 26 年度が、670 億円となっており、はり・きゅう、マッサージともに受療状況は増加傾向にある。このことから、鍼灸等に対する経済的負担が軽

減された場合、はり・きゅう、マッサージの受療が増える可能性が考えられる。

しかし、矢野らの鍼灸受療率⁵⁾をみると、2005年の8.1%、2012年の7.3%、2014年の4.9%と受療率は低いまま推移している。

鍼灸等への助成を廃止する理由をみると、「公的助成制度の利用者が少ない。」「健康の保持・増進に役立っていない。」「リフレッシュの成果が確認できない、目的に対して別の実施方法がある」との回答がみられた。

以上のことから、鍼灸等の受療者の増加を目指す方策としては、①鍼灸等への助成を受療者にとって魅力あるものにしていく。②あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の知識・技術の向上を図る。③鍼灸等の独自性、魅力を発信していくことが考えられる。

各地域のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師は、お互いに協力して、地域の人々が、鍼灸等を西洋医学の補完・代替医療、健康の保持・増進のために活用できるようにサービス提供体制を構築していくことが必要である。

【結語】

1. 鍼灸あん摩マッサージ指圧に対する助成制度の実態を調査するために全国の1741市区町村の担当者に電話にてアンケートの依頼を行った。
2. 鍼灸等への助成は、回答872市区町村中、275市区町村で実施されていた。
3. 鍼灸あん摩マッサージ指圧が地域の人々の健康の保持・増進に役立っている可能性が示唆された。
4. 各地域のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が、お互いに協力し、地域の人々のためにサービス提供体制を構築していくことが必要だと思われた。

【謝辞】

本研究にご協力を賜りました各市区町村のご担当者様に深く感謝申し上げます。

また、藤井亮輔先生、津嘉山洋先生、前田尚子先生には、本研究に関してご協力をいただきました。

【引用・参考文献】

- 1) 平成28年版高齢社会白書(概要版)
- 2) 松本勅(編著). 高齢鍼灸学 高齢者の保健・福祉と鍼灸医療. 第1版. 医歯薬出版. 2013:63.
- 3) 森英俊, 殿山希. 森英俊(編著). 図解基本術式 あん摩・マッサージ・指圧による全身調整. 第1版. 医歯薬出版社. 2006.
- 4) 山下仁. 多様な受け手に鍼灸情報を配信することの難しさ. 鍼灸 osaka. 2014;30(1):117.
- 5) 矢野忠, 安野富美子, 坂井友実, 鍋田智之. 我が国における鍼灸療法の受療状況に関する調査. 医道の日本. 2015;74(8):209-19.
- 6) 形井秀一. 現代における伝統鍼灸の立ち位置. 日本伝統鍼灸学会雑誌. 2013;39(3):227
- 7) Sawazaki Kenta, Mukaino Yoshito, Kinoshita Fujihisa, Honda Tatsuro, Mohara Osamu, Sakuraba Hinata, Togo Toshihiro, Yokoyama Kazuhito. 鍼治療は工場労働者の腰痛に関わる痛み、気分障害及び医療費を減少し得る (Acupuncture Can Reduce Perceived Pain, Mood Disturbances and Medical Expenses Related to Low Back Pain among Factory Employees). Industrial Health. 2008;46(4):336-40.
- 8) 厚生労働省. 柔道整復、はり・きゅう、マッサージに係る療養費の推移(推計). www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/.../dl/111116_01.pdf

別紙

鍼灸等に対する公的助成制度に関するアンケート調査票

(お願い)

本アンケートは、鍼灸等の施術を受ける市区町村民等に対して各市区町村が独自にその費用の一部を補助する制度(以下、公的助成制度という)の実態を調査するものです。

この調査票により個人が特定されることはありません。後日、ご照会させていただいために、ご連絡先をご記入くださいますようお願い致します。

また、基本事項についてお尋ねします。

記載年月日	
都道府県名	
市区町村名	
部署名	
ご担当者名	
電話番号	
E-mailアドレス	

問1 最新の人口はどのくらいですか。(20年 月現在)
(回答はひとつ)

1. 1万人未満
2. 1万人以上 10万人未満
3. 10万人以上 20万人未満
4. 20万人以上 50万人未満
5. 50万人以上

問2 最新の人口の割合。(20年 月現在)
(回答はひとつ)

a. 0歳~14歳	1. 10%未満 2. 10%以上 20%未満 3. 20%以上
b. 15歳~64歳	1. 50%未満 2. 50%以上 60%未満 3. 60%以上
c. 65歳以上	1. 20%未満 2. 20%以上 50%未満 3. 50%以上

問1 最新の人口はどのくらいですか。(20年 月現在)
(回答はひとつ)

1. 1万人未満
2. 1万人以上 10万人未満
3. 10万人以上 20万人未満
4. 20万人以上 50万人未満
5. 50万人以上

問2 最新の人口の割合。(20年 月現在)
(回答はひとつ)

a. 0歳~14歳	1. 10%未満 2. 10%以上 20%未満 3. 20%以上
b. 15歳~64歳	1. 50%未満 2. 50%以上 60%未満 3. 60%以上
c. 65歳以上	1. 20%未満 2. 20%以上 50%未満 3. 50%以上

問3 平成25年度決算に基づく財政力指数はどのくらいですか。(回答はひとつ)

1. 1.0以上
2. 0.5以上 1.0未満
3. 0.4以上 0.5未満
4. 0.3以上 0.4未満
5. 0.3未満

問4 主要産業はどれですか。(回答はひとつ)

1. 第1次産業
2. 第2次産業
3. 第3次産業

問5 貴市区町村内にある鍼灸の施術をおこなっている数。(回答はひとつ)
※整(接)骨院・マッサージ院等でも鍼灸を行っていれば言える

1. 10か所未満
2. 10か所以上 50か所未満
3. 50か所以上 100か所未満
4. 100か所以上
5. 不明

問 6 現在、公的助成制度を実施していますか。

1. 実施している

2. 実施していない

問 7 問 25 までお答えください。

問 7 公的助成制度は、何年から実施されていますか。(西暦で記入)

年

(a 合併した市区町村では、最も早くから実施していた旧市区町村の実施年を教えてください。)

b. 不明な場合には、新市区町村になって実施された最初の年を回答してください。

問 8 公的助成制度の目的は何ですか。

(複数回答可)

1. 健康の保持・増進
2. 療養費の補完
3. 医療費の抑制
4. 視覚障害者の生業確保
5. その他 ()

問 9 貴市区町村における公的助成制度の名称は何ですか。

問 10 公的助成制度の対象となる施設は何ですか。

(複数回答可)

1. はり
2. きゆう
3. あん摩マッサージ指圧

問 11 公的助成制度の財源は何ですか。

(複数回答可)

1. 国民健康保険
2. 後期高齢者医療保険
3. 一般会計
4. その他 ()

問 12 「問 11」で答えた財源の総額は、平成 26 年度は、いくらかですか。

(単位：千円)

千円

問 13 公的助成制度の予算額はいくらかですか。(単位：千円)

千円

問 14 平成 26 年 4 月 1 日現在、

公的助成制度を利用できる

対象者の総数は何人ですか。

人

問 15 平成 26 年 4 月 1 日現在、

公的助成制度の取り扱いが

できる施設は何か所ですか。

か所

問 26 以前、公的助成制度を実施

していません。

1. 実施していた

2. 実施していない

a. 何年から何年前までですか。

(西暦で記入)

() 年から () 年まで

b. 最後に実施した年の公的助成制度の予算はいくらかでしたか。また、不明な場合には、不明とお答えください。

(単位：千円)

千円

問 27 公的助成制度を実施していない

理由、または、廃止した理由。

(複数回答可)

1. 鍼灸の効果がわかりづらい
2. 鍼灸を希望する人が少ない
3. 施術所の選択の余地がない
4. 財政が厳しい
5. その他 ()

問 28 公的助成制度は「健康の保持・増進」を目的として行われているところが多いのですが、貴市区町村において「健康の保持・増進」のために独自で行っている事業はありますか。

1. ある
2. ない

a. その事業の名称は何ですか。

b. その事業の対象者は誰ですか。

c. その事業の平成 26 年度の予算はどのくらいですか。

(単位：千円)

千円

問 29 平成 26 年度の国民健康保険の予算はいくらかですか。(単位：千円)

千円

問 30 平成 26 年度の一般会計予算はいくらかですか。(単位：千円)

千円

問 31 これまでに貴市区町村において鍼灸に対する住民のニーズ等について調査をしたことがありますか。

1. ある
2. ない
3. 不明

問 16 公的助成制度の取り扱いができる
施術者の条件は何ですか。
(複数回答可)

1. 施術に応じた免許取得
2. 市区町村内に施術所を開設している
3. 視覚障害者
4. その他 ()

問 17 公的助成制度の対象となる疾患
の指定はありますか。

1. ある
2. ない

対象となる疾患の内容
(複数回答可)

- a. 療養費の対象疾患と同じ
- b. その他 ()

※療養費の対象疾患
神経痛、リウマチ、腰痛症、
五十肩、頸脳症候群、
頸椎捻挫後遺症、その他
これらに類似する疾患

問 18 公的助成制度は、療養費との併
給はできますか。

1. できる
2. できない

問 19 公的助成制度は、医師の同意書
が必要ですか。

1. 必要
2. 不要

問 20 平成 25 年度における公的助成
制度の利用率は予算に対して
何%でしたか。

%

問 32 貴市区町村に対して、平成 25 年度
中に住民から鍼灸に関する問い合わせ
がありましたか。

1. あった
2. なかった
3. 不明

a. 問い合わせの内容
(複数回答可)

1. 鍼灸の効果について
2. 鍼灸の施術所払いについて
3. 鍼灸の療養費の適用について
4. 苦情
5. その他 ()

問 33 貴市区町村に対して、住民や鍼灸
師の団体から公的助成制度の創設
(復活を含む)の陳情等が今日まで
にありましたか。

1. あった
2. なかった

問 34 貴市区町村内に鍼師、灸師、あん
摩マッサージ指圧師の養成施設(言
学校、専門学校など)がありますか。

1. ある
2. ない

a. 何か所ありますか。
か所

問 35 貴市区町村において公的助成制度
の創設(復活)を検討する材料とな
るものは何ですか。(複数回答可)

1. 国の医療・福祉政策
2. 住民からの要望
3. その他 ()

※ご回答ありがとうございます。

問 21 公的助成制度の利用促進のために何らかの対策を行っていますか。

1. 行っている
2. 行っていない

a. どのようなことを行いましたか。
(複数回答可)

1. 広報で知らせた
2. 序舎等にポスターを張った
3. 窓口で対象者に知らせた
4. その他 ()

問 22 公的助成制度の事業仕訳を行いましたか。

1. 行った
2. 行っていない

a. いつ行いましたか。(西暦で記入)
※最近の年をお答えください。
年

b. 事業仕訳の結果どうなりましたか。
(回答はひとつ)

1. 継続
2. 廃止
3. その他 ()

c. 事業仕訳の結果 (b) の理由。(複数回答可)

1. 健康の保持・増進に役立っている
2. 医療費が抑制されている
3. 高齢者の経済的負担の軽減がなされている
4. 健康の保持・増進に役立っていない
5. 公的助成制度の利用者が少ない
6. 利用できる人が限定的で公平ではない
7. 厳しい財政状況にある
8. その他 ()

問 23 今後、公的助成制度を見直すことは決まっていますか。

1. 決まっている
2. 決まっていない

問 24 公的助成制度の課題が指摘されていますか。

1. 指摘されている
2. 指摘されていない

a. 具体的にはどういうことですか (自由記述)

問 25 貴市区町村における公的助成制度の給付条件に該当するものを回答してください。

※また、「有」の場合、何歳以上か、税込み年収何万円未満か、数字で回答してください。

※ a は、貴市区町村に住所を有する人。

※ b ~ j までは、貴市区町村に住所を有する人で各項目に該当する人。

+

対象者	年齢制限の有無	何歳以上	所得制限の有無	何万円未満
a. 市民				
b. 国民健康保険被保険者				
c. 国民健康保険被保険者の家族				
d. 後期高齢者医療被保険者				
e. 身体障害者				
f. 戦傷者				
g. 原爆被爆者				
h. 水保病認定申請者				
i. その他()				
j. その他()				

※ご回答ありがとうございました。